新宿区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

平成３０年第１回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
平成３０年２月９日（金）

| | | |
|---|---|---|
| 事業名 | 住宅宿泊事業法令に基づく監視指導等 | 予算（案）の概要　109　ページ |
| 予算額 | 29,516 千円　（新規）<br>（前年度予算額　0 千円） | |
| 取材先 | 健康部民泊問題担当副参事　木村（電話 03-5273-3878） | |

住宅宿泊事業法の施行に合わせ、新宿区では「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」を制定しました。3月15日からの事前届出に向けて区民・事業者等に法及び条例の内容を周知し、事業の適正な運営の確保を図っていきます。

## 「新宿区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例」概要

### 目的

住宅宿泊事業法に基づき規定すべき事項及び住宅宿泊事業の適正な運営に関し必要な事項を定めることにより、区民の生活環境の悪化を防止することを目的とします。

### 主な特色

■ 届出住宅の公表
届出のあった住宅の所在地・連絡先等を、衛生課窓口、区公式HP等で公表します。

■ 周辺住民への事前説明
事業者は、事前に周辺地域の住民に説明等を行う必要があります。

■ 廃棄物の適正処理
事業者は、事業の実施に伴い発生した廃棄物を自ら適正に処理しなければなりません。

■ 事業実施の区域と期間の制限
住居専用地域では、月曜日の正午から金曜日の正午までは住宅宿泊事業を行うことはできません。

■ 建物提供者等の責務
建物の所有者等は、契約書や管理規約等の住宅宿泊事業の実施の可否を定めるよう努めます。

### 公布・施行日

■ 平成29年12月11日　公布
■ 平成30年　3月15日　事業者の事前届出開始（準備行為）
■ 平成30年　6月15日　本施行（住宅宿泊事業の開始）

## 法令及び条例に基づく区の取り組み

### 届出前（制度周知）

■ 区報、区公式HPへの掲載、日本語版と外国語版（英語・中国語・韓国語）のリーフレットによる、区民・事業者等への制度周知
■ 事業者へルールブックを配布し、届出手続・遵守事項をわかりやすく説明

### 届出後（指導・監督等）

● 全件対象
■ 周辺住民への事前説明の報告聴取（区条例）
■ 届出住宅の標識設置状況確認（法）
■ 宿泊日数等の定期報告書の届出（法）

● 相談苦情等への対応
■ 区民からの相談に対応した現場調査（法）
■ 違反施設や苦情施設への立入検査や報告聴取（法）
■ 消防・警察等の関係機関と連携した対応（区条例）

### 組織体制強化

■ 住宅宿泊事業を担当する組織・職員体制の整備
■ 派遣職員6名の配置による窓口業務補助、施設の所在確認、外国語（英語・中国語）対応による同行調査

### 効果

・住宅宿泊事業の適正化　・近隣の生活環境悪化防止　・違法民泊の防止
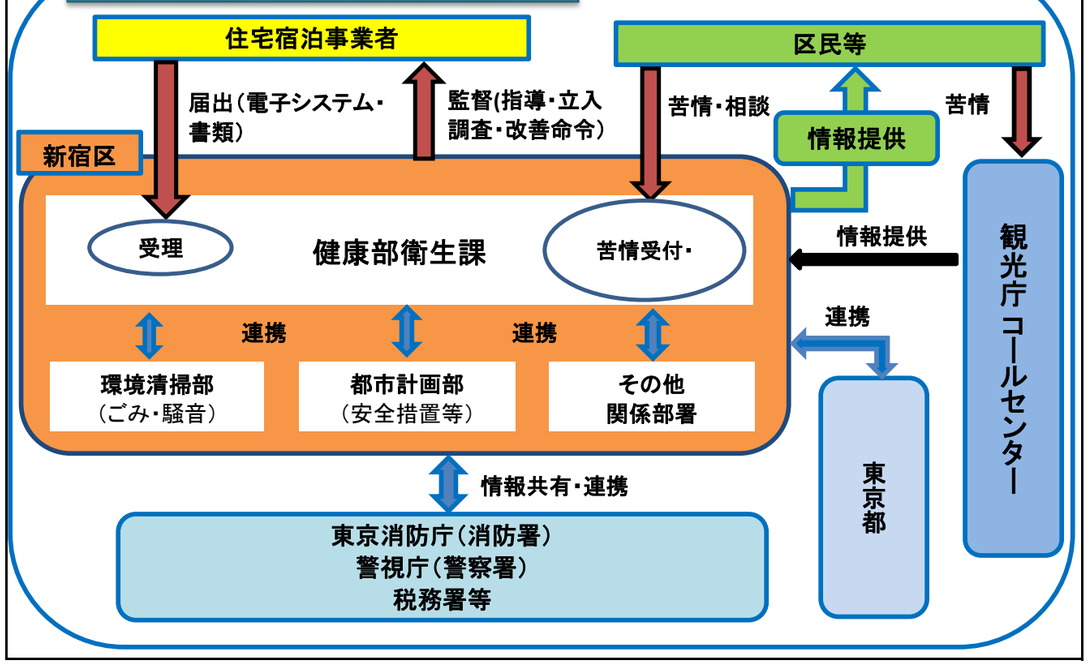
## 区の体制及び連携機関